

共有持分による登記

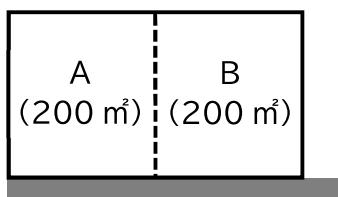
従前地分筆の受付は、令和5年8月31日をもって終了しましたが、共有持分による登記での土地売買は可能です。換地処分までは共有持分で登記(①)していただき、換地処分後に持分に応じて分筆登記(②)をお願いいたします。

■例 仮換地の半分を売却する場合 換地面積300m²(従前地面積400m²)

①「従前地の登記」を売主 A と買主 B の共有名義に書き替えてください。

従前地(現地がないため登記簿上の処理)

登記面積400m²

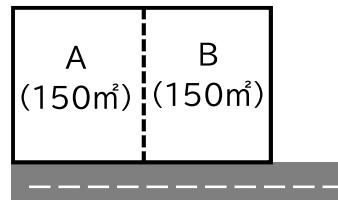


持分

売主 A 400 分の 200
買主 B 400 分の 200

仮換地(現地)

換地面積300m²



持分(仮換地面積ベース)

売主 A 300分の150
買主 B 300分の150

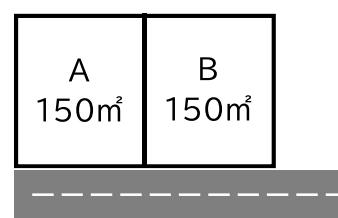
委任状をいただければ、分割に必要な資料(測量図、座標)を交付いたします。

換地処分前に敷地を区分するための標柱を埋設いただくことも可能です。

【参考・標柱規格】コンクリート杭(9cm×9cm×60cm)

金属プレート(5cm×5cm)

②換地処分後に持分に応じて登記を書き替えてください。



持分

売主 A 全部
買主 B 全部

(分筆に要する費用はすべて原因者の負担となります)

【高坂区画整理事務所】	〒355-0047	埼玉県東松山市大字高坂1058番地
TEL0493-35-0112 FAX0493-35-5544		